

荒川区居住支援協議会会則

(名称)

第1条 この会は、荒川区居住支援協議会(以下「協議会」という。)という。

(目的)

第2条 協議会は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成19年法律第112号)第51条の規定に基づき、低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子どもを養育している者その他住宅の確保に特に配慮を要する者(以下「住宅確保要配慮者」という。)の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進及び住宅確保要配慮者向けの賃貸住宅の供給の促進その他必要な事項について協議し、もって荒川区における福祉の向上と住みやすい地域づくりに寄与することを目的とする。

(協議事項)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進及び居住の安定方策に関すること。
- (2) 住宅確保要配慮者又は民間賃貸住宅の賃貸人に対する情報提供や支援に関すること。
- (3) 住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の供給に関すること。
- (4) その他目的達成のために必要な事項に関すること。

(会員)

第4条 協議会の会員は、宅地建物取引業で構成する団体(不動産関係団体)及び住宅確保要配慮者に対し居住に係る支援を行う団体(福祉関係団体)、地方公共団体等の各団体で別表1に掲げる者とする。

- 2 会員として加入を希望する者は、次条に規定する会長に入会を申し込み、協議会の承認を得なければならない。
- 3 退会を希望する会員は、協議会に申し出るものとする。

(役員)

第5条 協議会には次の役員を置く。

- (1) 会長1名
 - (2) 副会長2名
 - (3) 監事1名
- 2 会長は、防災都市づくり部長とし、副会長は福祉部長及び子ども家庭部長とする。
 - 3 会長は、協議会の議長となり、会議を総括する。
 - 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
 - 5 監事は、財産及び会務執行状況を監査する。

(協議会の運営)

第6条 協議会は、会長が必要と認めるときに招集する。

- 2 協議会は、会員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席した会員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、会員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(専門部会)

第7条 協議会は、必要があると認めるときは、特定事項について協議を行うため、専門部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

（連絡会）

第8条 協議会は、必要があると認めるときは、第3条に掲げる実務的な協議を行うため、連絡会を置くことができる。

（守秘義務）

第9条 協議会の会員及び連絡会に出席する者は、協議会又は連絡会の内容その他職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（謝礼）

第10条 第4条第1項に定める会員（関係行政機関の者を除く。）に対し、協議会の出席ごとに謝礼を支払うことができる。

2 第6条第4項の規定により会員以外の者が協議会に出席した場合は、謝礼を支払うことができる。

3 謝礼の支払い事務は、防災都市づくり部住まい街づくり課が行う。

（事務局）

第11条 協議会の事務局は防災都市づくり部住まい街づくり課に置く。

（雑則）

第12条 この会則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この会則は、令和6年7月11日から施行する。

附 則

この会則は、令和7年5月 2日から施行する。

附 則

この会則は、令和7年6月 5日から施行する。

別表（第4条関係）

区分	団体名等
宅地建物取引業で構成する団体 （不動産関係団体）	公益社団法人 東京都宅地建物取引業協会 第4ブロック
	全日本不動産協会 東京都本部 城北支部
住宅確保要配慮者に対し居住に係る支援を行う団体 （福祉関係団体）	社会福祉法人 荒川区社会福祉協議会
	荒川区障害者基幹相談支援センター
	地域包括支援センター
	特定非営利活動法人 インクルージョンセンター東京オレンジ
地方公共団体 （荒川区）	防災都市づくり部長
	福祉部長
	子ども家庭部長
	福祉推進課長
	地域共生推進担当課長
	生活福祉課長
	高齢者福祉課長
	障害者福祉課長
	健康推進課長
	子育て支援課長
	住まい街づくり課長